

（団体）

1. 「差別落書き」についての学校ならびに市町村教育委員会の見解と対応は人権教育とよべるものではなく、問題点があると考えます。そのことに対する貴職の見解をお聞かせください。

(1) 児童生徒の学校での言動は教育課題として対応すべきで、「差別事象」として扱うべきではない。「差別」と判断する根拠が曖昧なもので、学校や市町村教育委員会の判断は問題ではないかと考える。

（県教育委員会）

「高知県人権尊重の社会づくり条例」に示されているとおり、人権が尊重される社会づくりを実現するためには、人権に関する実態を正確に知り、取組を進めていく必要がある。

なお、児童生徒の発言等については、前後の文脈や状況から、その発言の背景や意図、言葉に対するイメージやとらえ方を把握し、そこに差別性があるかを慎重に判断し、そのうえで、差別的な発言等であると判断された場合、「差別事象」として捉えている。

また、学校や市町村教育委員会の判断については、「市町村人権施策推進基本方針」等に基づき、判断されたものと考えます。

（団体）

(2) 学校長、市町村教育委員会の対応に問題があると考えます。

（県教育委員会）

学校長の立ち会いのもと、迅速に今回の差別落書きを発見した生徒に話を聞き、心のケアを行うとともに、職員会での情報共有や今後の取組や指導を協議している。また、市町村教育委員会へ速やかに報告し、関係機関と連携しながら今後の対応と取組を協議するなど、地域の実態に合わせて適切に対応されたものと考えます。

市町村教育委員会の対応については、「市町村人権施策推進基本方針」等に基づき、対応されたものと考えます。

（団体）

(3) 研修、人権教育のあり方について、問題点があると考えます。問題が出てくる理由の1つに、学校や市町村教育委員会が運動団体と連携し、その強い影響を受けていることが上げられる。

（県教育委員会）

市町村教育委員会では、教職員の研修や人権教育のあり方については、「市町村人権教育推進計画」に基づき、実施されていると考えます。運動団体との連携に問題点があるとは判断できません。

（団体）

(4) フィールドワークとして旧被差別地域を教えたり、被差別の体験を子どもたちに聞かせることが、学校で行われている。地域や人の線引きが無くなり、生活環境の改善も進んだ現在、このような取組を学校教育として行っているのは、時代逆行であるし、子どもたちの認識を歪めることになるかと考える。

(県教育委員会)

地域の歴史や聞き取り学習を行うフィールドワークについては、各学校における、これまでの学習の積み上げと実績を考慮しながら、学校と地域の連携により行うものとする。併せて、同和問題は、過去の問題ではなく、児童生徒にとって自分たちが生活している社会の問題であり、事実を正しく認識する学習経験は大切であるとする。

また、両校のフィールドワークは、「市町村人権教育推進計画」に基づき、実施されているとする。

(団体)

2. 県内のいくつかの学校では、「解放子ども会」を学校教育に位置づけて取り組んでいるが、これは問題であり、是正されるべきだと考えるが、見解をお聞かせください。

(県教育委員会)

県教育委員会としては「解放子ども会」について、学校教育上に位置づけていないが、児童生徒が社会のなかにある様々な課題に気づき、その課題の改善に向けて主体的に取り組む力を養うことは、教育にとって重要な要素であり、教育が果たすべき役割とする。

各校とも地域の実態により学校のビジョンと計画に基づいて、同和問題について考える選択肢の一つとして取り組まれているものとする。

(団体)

3. 前回の話し合いと市町村教育委員会とのやりとりについて、再度明確な回答をお聞かせください。

(県教育委員会)

賤称語発言については、前後の文脈や状況から、その発言の背景や意図、言葉に対するイメージやとらえ方を把握し、そこに差別性があるかを慎重に判断し、そのうえで、差別的な発言であると判断された場合、「差別事象」として捉えている。

市町村教育委員会から口頭で報告を受け、その内容を「概要」としてまとめ、前述のとおり判断している。